

株式会社ディー・エヌ・エー控訴審高裁判決を受けて

令和2年11月5日

適格消費者団体 特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

本日、東京高等裁判所は、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」という）の不当契約条項の差止めを認めたま地裁令和2年2月5日の判決を維持し、同社の控訴を棄却する判決を言い渡した。実質的に当会の全面勝訴の判決と評価できる。

控訴審判決は、大筋において、原審判決の判決理由や判断を維持したものであるが、消費者契約法における不当条項の解釈のあり方について後記のとおり踏み込んだ明確な判断をしている点で、高く評価できる。DeNAと類似の条項を使用している多数の事業者（インターネット系の通信販売事業者等）に対し、事実上、利用規約の見直しを迫る効果のある判決であり、今後、関係事業者が自主的に利用規約を見直すことが期待される。

以下、控訴審判決の要点を紹介する。

原審は、「他のモバゲー会員に不当に迷惑を掛けたと当社が判断した場合」、「その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合」には、会員資格取消措置をとることができる旨の規定は、「著しく明確性を欠くと言わざるを得ない」、「客観性を十分に伴う判断でなくても許されると解釈する余地がある」などとして、「当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません」と規定するDeNA利用規約7条3項は消費者契約法8条にふれる不当条項であると判断し、当該利用規約の差し止めを認めた。

控訴審において、DeNAは、上記条項について「当社が合理的に判断した場合」との文言を加え、解釈が明確になったとして原審判決の変更を求めた。

しかし、控訴審は、「『合理的に判断した』の意味内容は極めて不明確であり」これによって解釈が明確になったとは言えないと判示し、DeNAの主張を排斥した。しかも、DeNAが「他の企業においても『合理的な判断』との条項の意味内容につきトラブルが生じていない」ことを理由に自社の規定の意味内容も明確であると主張したことに対しても、控訴審は正面から否定した。さらに、DeNAが、「一般に合理的限定解釈は許される」と主張したことに対しても、控訴審は、消費者契約法の不当条項の解釈においては、「事業者を救済する（不当条項性を否定する）方向で、消費者契約の条項に文言を補い限定解釈するということは、同項（注：消費者契約法3条1項1号）の趣旨に照らし、極力控えるのが相当である」との判断を示した。消費者契約法における契約条項の解釈手法のあり方を明確にした高裁判決は、全国初と認識している。

このように、控訴審は、消費者契約においては、条項の文言に明確性が要求されるとともに、事業者が後付けで文言に意味を補うことによって不当条項性を免れようとするのは原則として許されないという姿勢を明確化している。この判断は、不当条項性について訴訟や紛争が顕在化していない他の事業者にも当てはまるものである。

多くの事業者がこの判決を真摯に受けとめ、消費者契約の条項をより公正なものに修正していくことを期待する。

以上